

# 熊本県剣道連盟会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、熊本県剣道連盟（以下「本連盟」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本連盟は、事務所を熊本市中央区水前寺5丁目23番2号熊本武道館内に置く。

(加入団体)

第3条 本連盟は、公益財団法人全日本剣道連盟並びに公益財団法人熊本県スポーツ協会に加入する団体である。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本連盟は、熊本県における剣道（居合道・杖道を含む。以下「剣道」という。）の普及啓発を図り、及び剣道の理念を究明し、もって県民の人間形成に資すると共に、併せて体力の向上及び健康の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行うこととする。

- (1) 県下の各大会の開催
- (2) 全国剣道大会及び県外大会への参加
- (3) 剣道の一級位及び初段位ないし五段位の審査並びに称号の推薦
- (4) 剣道に関する研究指導及び講演会・講習会等の開催
- (5) 指導者の育成
- (6) 剣道功労者の表彰及び先師の弔祭
- (7) 野田派二天一流、その他古武道の伝承及び奨励並びにその文献・資料の収集保存
- (8) 関係官庁、関係団体との連絡並びに協力
- (9) 加盟団体の組織の指導・強化、発展及び相互の連絡
- (10) その他、本連盟の目的達成に必要と認める事業

## 第3章 加盟団体

(加盟団体)

第6条 県内の1の市町村又は2以上の市町村を単位として結成した剣道団体（以下、「加盟団体」という。）をもって組織する。

(支部)

第7条 加盟団体をもって本連盟の支部とする。

(加入及び脱退)

第8条 加盟団体の加入及び脱退については、理事会及び評議員会の承認を要する。

(会則遵守)

第9条 加盟団体は、本連盟の定める会則及び全日本剣道連盟の定める諸会則に従い、本連盟の目的達成に協力する。

(入会金・年会費)

第10条 加盟団体は、その所属会員について、理事会及び評議員会の議決に基づき、別に定める入会金及び年会費を本連盟に納入するものとする。

(会員証)

第11条 加盟団体の所属会員に対しては、別に定める登録会員規定に基づき本連盟の会員とする。

(加盟団体の権利)

第12条 加盟団体は、次の権利を有する。

- (1) 剣道連盟主催の大会、研究会、講習会及び講演会に出席することができる。
- (2) 所属会員の一級位・段位の審査及び称号の推薦を請求することができる。
- (3) 本会則に基づいて評議員を選出する。
- (4) 本会則に基づいて理事を選出する。
- (5) 講師及び審査員の派遣を請求することができる。
- (6) 別に定める規定により、所属会員に対し、一級位・段位（初段ないし三段位）の審査を行うことができる。

(資格の喪失)

第13条 加盟団体は、次の事由により資格を喪失する。

- (1) 脱退
- (2) 加盟団体の解散
- (3) 除名

(加盟及び脱退)

第14条 加盟団体になろうとする団体は、別に定める様式により、加盟申請書を提出しなければならない。

2 加盟団体が脱退しようとするときは、別に定める様式により、脱退届を提出しなければならない。

(除名)

第15条 加盟団体が、次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、理事現数及び評議員現数それぞれの3分の2以上の議決を経てこれを除名することができる。

- (1) 本連盟の名誉を傷つけ、又は目的に違反する行為のあったとき
- (2) 前号のほか、本連盟の加盟団体としての義務に違反したとき

(準加盟団体)

第16条 特定組織を代表する剣道団体が本連盟の目的に賛同し、本連盟に加入を希望した場合は、理事会及び評議員会の承認を経て準加盟団体として取扱うことができる。

- 2 前3条の規定は準加盟団体についてこれを準用する。この場合において、「加盟団体」とあるのは、「準加盟団体」と読みかえるものとする。

(分担金)

第17条 準加盟団体は、理事会及び評議員会の議決に基づき、別に定める分担金を毎年度納入するものとする。

## 第4章 資産及び会計

(資産の構成)

第18条 本連盟の資産は、次のとおりとする。

- (1) 平成19年3月31日現在の財産目録に記載された財産
- (2) 加盟団体所属会員の入会金及び年会費
- (3) 準加盟団体分担金
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 寄附金品
- (7) その他の収入

(資産の種別)

第19条 本連盟の資産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 平成19年3月31日現在の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第20条 本連盟の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、会長が保管する。

(基本財産処分の制限)

第21条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、本連盟の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経て、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第22条 本連盟の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第23条 本連盟の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、毎会計年度開始前に理事会の議決を経なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第 24 条 本連盟の収支決算は、会長が作成し、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録及び事業報告書並びに加盟団体の異動報告書とともに、監事の意見を付け、毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に、理事会の承認を受けなければならない。

2 本連盟の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第 25 条 本連盟が借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経なければならない。

(新たな義務の負担等)

第 26 条 第 21 条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、本連盟が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(特別会計)

第 27 条 本連盟が必要とするときは、特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第 28 条 本連盟の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

## 第 5 章 役員、評議員及び顧問

(役員)

第 29 条 本連盟には、次の役員を置く。

- (1) 理事 20 名以上 28 名以内 (うち会長 1 名・副会長 4 名以内・理事長 1 名及び常任理事 8 名以内を含む。)
- (2) 監事 1 名以上 2 名以内

(役員を選任)

第 30 条 会長・副会長は理事会が提出する候補者の中から評議員会において選任する。会長・副会長は理事とする。

- 2 理事は各加盟団体においてそれぞれ 1 名を選出し、その選出に基づき会長が委嘱する。
- 3 理事の選任は第 1 項及び第 2 項によるもののほか、会長が学識経験者の中から 5 名以内を評議員会の承認を得て委嘱することができる。また、会長は各準加盟団体から 1 名宛を評議員会の承認を得て委嘱することができる。
- 4 理事長及び常任理事は、理事の互選で定める。
- 5 監事は、評議員会において選任する。
- 6 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(理事の職務)

第 31 条 会長は、本連盟の業務を総理し、本連盟を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の

定めた順位により、その職務を代理し、又はその職務を行う。

- 3 理事長は、会長及び副会長を補佐し、本連盟の事務を整理する。理事長は理事会を代表し、常任理事と共に常時会務の企画・立案及び執行にあたる。理事長に事故あるときは理事長の指名する常任理事が代理する。
- 4 常任理事は、会長・副会長・理事長を補佐し、理事会の議決に基づき日常業務を処理するとともにその職務遂行の円滑化を図る。
- 5 理事は、理事会を組織して、本連盟の業務を議決する。

#### (監事の職務)

第 32 条 監事は、本連盟の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 本連盟の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

#### (役員任期)

第 33 条 役員任期は、2 年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

#### (役員解任)

第 34 条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において理事現在数及び評議員現在数それぞれの 3 分の 2 以上の議決を経てこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

#### (役員報酬)

第 35 条 役員は、有給とすることができる。

- 2 役員報酬は、理事会の議決を経て会長が定める。

#### (評議員選任)

第 36 条 本連盟には、評議員 18 名以内を置く。

- 2 評議員は、各加盟団体においてそれぞれ 1 名を選出し、その選出に基づき会長が委嘱する。
- 3 評議員は、理事又は監事を兼ねることができない。
- 4 評議員には、第 33 条及び第 34 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

#### (評議員職務)

第 37 条 評議員は、評議員会を組織して、この会則に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事会に対し、必要と認める事項について助言する。

#### (名誉会長及び名誉顧問・顧問・相談役)

第 38 条 本連盟に名誉会長及び名誉顧問・顧問・相談役を置くことができる。

- 2 名誉会長及び名誉顧問・顧問・相談役は、会長が理事会に諮って委嘱する。
- 3 名誉会長は、会長及び理事会の諮問に応じ意見を述べ、名誉顧問・顧問・相談役は、理事会の諮問に応じ意見を述べることができる。

## 第6章 事務局

(事務局及び職員)

- 第39条 本連盟の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長その他の職員を置く。
- 2 事務局長その他の職員は、会長が任免する。
  - 3 事務局及び職員に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

## 第7章 会議

(理事会の招集及び議長)

- 第40条 理事会は、毎年2回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合又は理事現在数の3分の1以上の者から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から21日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 2 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数及び表決)

- 第41条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ開催することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 2 理事会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除くほか出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会)

- 第42条 次に掲げる事項については、評議員会の承認を経なければならない。
- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
  - (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
  - (3) 基本財産に関する事項
  - (4) 長期借入金に関する事項
  - (5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄に関する事項
  - (6) その他本連盟の業務に関する重要事項で理事会において必要と認める事項
- 2 前2条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において、前2条中「理事会」とあるのは、「評議員会」と、「理事」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。ただし、評議員会の議長は、互選により定める。

(議事録)

- 第43条 すべての会議には、次の事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名が署名押印の上、これを保存する。
- (1) 会議の日時及び場所

- (2) 理事又は評議員の現在数
- (3) 会議に出席した理事又は評議員の氏名（書面表決者を含む）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

## 第8章 審議員・審査員・公認審判員

（審議員・審査員・公認審判員）

第44条 本連盟には審議員10名以内（居合道・杖道を含む）及び審査員並びに公認審判員50名以上60名以内を置く。

- 2 審議員及び審査員並びに公認審判員は、会長が理事会に諮って委嘱する。
- 3 審議員は、剣道の技術及び称号、段位に関する重要事項につき会長の諮問に答える。
- 4 審議員は、審査員及び公認審判員を兼ねることができる。
- 5 審査員は、段級位の審査を行う。
- 6 公認審判員は、本連盟主催及び後援する公式試合の審判を行う。
- 7 審議員及び審査員並びに公認審判員には第33条及び第34条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「審議員及び審査員並びに公認審判員」と読み替えるものとする。

## 第9章 専門委員会及び部会

（専門委員会）

第45条 本連盟に専門委員会及び居合道部会、杖道部会を置くことができる。

- 2 専門委員会及び部会の組織運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## 第10章 会則の変更及び解散

（会則の変更）

第46条 この会則は、理事現在数及び評議員現在数それぞれの4分の3以上の議決を経なければ変更することができない。

（解散）

第47条 本連盟は、理事現在数及び評議員現在数それぞれの4分の3以上の議決を経なければ解散することができない。

（残余財産の処分）

第48条 本連盟の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数それぞれの4分の3以上の議決を経て、国又は地方公共団体若しくは本連盟の目的に類似する目的を有する公益法人に寄附するものとする。

## 第11章 補 則

(書類及び帳簿の備付け等)

第49条 本連盟の事務所には、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令等により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 会則
- (2) 役員、評議員及び職員の名簿
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 処務日誌
- (8) 官公署往復書類
- (9) 加盟団体名簿
- (10) 称号、段位、級位者名簿
- (11) その他必要な書類及び帳簿

- 2 前項の書類及び帳簿のうち、同項第5号及び第6号の書類及び帳簿は10年以上、同項第7号、第8号、第11号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。
- 3 第1項の書類及び帳簿のうち第2項に列挙した書類及び帳簿以外のものについては、第1項但し書を除き永久保存としなければならない。

(細則)

第50条 この会則の施行に関する細則は、理事会の議決を経て別に定める。

(附則)

- 1 この会則は、昭和46年4月1日から施行する。
- 2 昭和52年4月 一部改正
- 3 昭和55年4月 一部改正
- 4 昭和56年4月 一部改正
- 5 昭和57年4月 一部改正
- 6 昭和60年4月 一部改正
- 7 昭和62年4月 一部改正
- 8 平成 2年4月 一部改正
- 9 平成 6年4月 一部改正
- 10 平成12年4月 一部改正
- 11 平成14年4月 一部改正
- 12 平成19年4月1日 一部改正会則施行
- 13 平成20年4月1日 一部改正
- 14 平成21年4月1日 一部改正
- 15 令和 3年4月1日 一部改正